

7 吹水企第 754 号
令和 7 年 11 月 21 日
(2025 年)

吹田市水道事業経営審議会
会長 尾崎 平 様

吹田市長 後藤 圭二

水道事業経営に関する重要事項に関する調査審議について(諮問)

吹田市水道事業経営審議会規則(平成 8 年吹田市規則第 14 号)第2条に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求める。

記

| 健全経営の持続に向けた考え方と料金水準について

以上

(諮詢の趣旨)

水道事業においては、水道施設の老朽化が全国的な課題であり、頻発する激甚災害への対応が求められる中、令和6年能登半島地震における被害や埼玉県八潮市での下水道管の破損に伴う道路陥没事故を契機として、インフラの更新・耐震化の重要性が一層高まっており、その推進が急務となっています。

本市ではこれまでに、危機耐性の強化に向けた片山浄水所のリニューアル、片山・泉連絡管の布設をはじめ、経年管の更新など水道施設の再構築事業に取り組んできており、その財源確保のために、平成28年(2016年)に10.0%、令和2年(2020年)に15.2%の料金改定を実施してきました。

本年9月には、第14次水道事業経営審議会からいただいた意見書をもとに、「すいせいビジョン2035」を策定しました。同計画では、施設整備をはじめとした事業の推進に必要な運転資金残高が、令和10年度(2028年度)には短期的な支払に必要な額を下回るとともに、企業債残高対給水収益比率も増加し続ける見通しとなっています。

今後も水道資機材や労務単価、金利の上昇が想定される一方、人口が増加傾向にある本市においても、節水機器の普及などに伴う水需要減少により、将来にわたり収益低下が見込まれます。

計画に基づき施設整備を進めるに当たり、必要な財源を確保するためには料金改定を含む収入確保の検討が必要となります。

また、水道料金は、健全な水道事業の運営を継続させていくため、定期的に検証・見直しを実施し、事業を取り巻く環境の変化や水需要に応じた料金体系と水準に設定するよう国から求められているところです。

本市では、これまでの料金改定において、口径別料金体系への変更や遅増度の緩和などに取り組んできました。これらに加え、企業債の借入れに関して、現世代と将来世代の負担のバランスなどを考慮した料金設定の検討が必要です。

以上のような課題を踏まえ、今後も健全な水道事業を将来にわたって持続するための考え方と適正な水道料金水準について意見を求めるものです。